

「貸与奨学金のみ」または「給付奨学金と貸与奨学金を両方」 申込み場合

奨学金（在学採用）チェックリスト

提出日： 2020 年 月 日 氏名：

① -1 確認書兼個人用信用情報の取扱いに関する同意書（貸与奨学金を申込み場合） **ピンクの冊子に同封**

① -2 給付奨学金確認書（給付奨学金を申込み場合） **水色の冊子に同封**

希望種別の用紙を不備なく署名・押印しているか。（印鑑は各自別のものであること）

本人が未成年の場合、保護者欄は不備なく署名・押印されているか。（父母それぞれ記入）

② スカラネット入力下書き用紙 **【原本】・【コピー】**

※貸与奨学金のみ申込みの場合・・・ **ピンク色の下書き用紙**

※貸与奨学金と併せて給付奨学金を申込み場合・・・ **水色の下書き用紙**

必要事項を全て不備なく記入している。（記入漏れや内容に不備があれば訂正が必要となります）

すべてのページをコピーしている。

③ 奨学金振込口座の通帳（表紙等）の **コピー**（スカラネット入力下書き用紙の原本に貼付）

学生本人名義の普通預金口座である。
親名義、貯蓄口座、信託銀行、農協、外資系銀行、新生銀行、あおぞら銀行、新銀行東京、ネットバンク、コンビニ銀行等はNG！

金融機関・支店名・口座番号・名義が鮮明に確認できるものである。（②の口座情報と照らし合わせる）

貸与奨学金【該当者・希望者のみ】

※裏面確認	● 収入に関する証明書類【コピー可】	<input type="checkbox"/> マイナンバーで取得できない書類がある場合裏面記載の証明書類が提出されているか。
	● 特別控除に関する証明 ※マイナンバーの記載がないもの	<input type="checkbox"/> ②に記入した特記情報（特別控除）について、所定の証明書が提出されている。
● 高校等の成績証明書 ※ 第二種奨学金のみ申請の場合提出不要	<input type="checkbox"/> 卒業日以降に発行の、厳封された証明書の提出がある。 ※ 最終2か年の成績が確認できるもの	
● 在留資格・在留期間が記載された証明書のコピー	<input type="checkbox"/> 日本以外の国籍の場合、在留カード等の提出がある。 ※「法廷特別永住者」・「永住者」は在留期間の記載は不要。	
● 施設等在籍証明書	<input type="checkbox"/> 18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた、または里親による養護を受けていたことが分かる日付が明記された証明書類の提出がある。	
● 貸与奨学金申請者・入学時特別増額貸与奨学金申込書類（希望者のみ）	<input type="checkbox"/> 申込書類（a～d）はすべて提出されているか (a)「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」 (b)融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー (c)「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与奨学金増額願」（第二種奨学金及び併用貸与者のみ）	

給付奨学金【該当者のみ】

● 高校等の成績証明書	<input type="checkbox"/> 卒業日以降に発行された、全学年の成績が確認できる、厳封された証明書の提出がある。
● 自宅外通学の証明書類	<input type="checkbox"/> 契約者または入居者欄に学生本人氏名の記載のある、賃貸借契約書のコピーが提出されている。
● 在留資格・在留期間が記載された証明書のコピー	<input type="checkbox"/> 日本以外の国籍の場合、在留カード等の提出がある。 ※「法廷特別永住者」・「永住者」は在留期間の記載は不要。

確認後、不備が無ければ、ID・パスワードを交付いたします。

不備があった場合は、書類を一式返却いたしますので、提出の際は不備がないよう十分ご注意ください。

※ID・パスワードを使用し、スカラネットを入力後、マイナンバー提出書は **1週間以内に直接郵送すること。**

収入に関する証明書類

※マイナンバーで取得できない情報がある場合提出必要※

申込時点の収入・状況		収入を証明する書類	発行者
給与所得	2018年1月2日以降に就職・転職等がある	・「新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー」又は ・「年収見込証明書」「源泉徴収票」のいずれか一つ	勤務先
	海外勤務等により 2018年1月1日時点で 日本国内に住民票がない	・「2018年1月～12月の給与明細、帳簿等」 【無収入の場合】 ・「2018年1月～12月の間の無収入を証明する書類」 ・「収入に関する事情書」	勤務先 海外居住地の 自治体や税務署
自営業等	2018年1月2日以降に 開業等がある	・「直近3か月以上の帳簿等のコピー」又は ・「税務署印のある確定申告書（第一表と第二表）」	事業主等
			税務署
失業手当を受給中		・「雇用保険受給資格者証のコピー」	ハローワーク
生活保護を受給中		・「生活保護決定（変更）通知書のコピー」	福祉事務所
傷病手当金を受給中		・「傷病手当金通知書のコピー」	全国健康保険協会
年金を受給中		・「年金振込通知書のコピー」又は ・「年金額改定通知書のコピー」又は「年金証書」	日本年金機構等
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中		・「申込日時点での受給金額が記載された通知書のコピー」又は「手当が振込まれている通帳のコピー」等	市区町村
祖父母等からの援助金や離婚後の養育費等を受取っている		・「援助年額の証明」 ※定期的に金銭的な援助を受けている場合、援助をしている方に依頼。任意様式可、署名・押印が必要	援助者が作成
その他上記以外の公的手当等を受給中		・「受給金額が記載された通知書のコピー」	役場
無職	2018年1月2日以降に 退職・休職（廃業・休業）し、 その後無職	・「離職票のコピー」「退職証明書」「廃業届受理証明」 「収入に関する事情書」等 ※その他退職日が記載された「源泉徴収書」等でも構いません。	ハローワーク 退職した勤務先 市区町村

特別控除に関する書類

※その他の書類と一緒に提出があり、正しく確認できたもののみ控除します。

※原則、スカラネット下書き用紙（特別控除欄）に記入があっても、以下の書類を提出していない場合は控除の対象外となります。

該当事由	必要書類
障害のある人がいる世帯	障害者手帳等のコピー
主に家計を支えている者が別居している世帯（単身赴任等）	①別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の費用の領収書のコピー（直近1年分）（上限は71万円） （※単身赴任等で別居している者の氏名の記載がないものは不可）
長期に療養を要する人のいる世帯	①医療費等の領収書のコピー（直近6か月分） （※長期療養を受けている者の氏名の記載がない領収書は不可） ②1年間の支出金額の計算式を添付（任意様式で作成）
この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受け、長期（2年以上）に渡って支出の増加・収入の減少がある（見込まれる）場合	①市区町村が発行する「罹災証明書」又は「盗難届の証明書」など被害を証明できるもの ②被害により生じた実費を証明する領収書のコピー ※支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付